

事業主の皆さまへ

**熊本地震の復興業務等に従事したことによる
定時決定における特例措置（特例保険者算定）**

平成28年度の定時決定において、熊本地震の復興業務等に従事したため、報酬が一時的に変動（増加した後に減少）した場合の定時決定の特例的な取扱い（特例保険者算定）が設けられました。

対象者となる被保険者がいる場合には、お手数をおかけしますが、再度、算定基礎届等のお手続きをお願いします。

1. 特例保険者算定の概要

平成28年度の定時決定において、熊本地震の影響により4月～6月の報酬が他の期間と比較して著しく増加したために、以下の（1）と（2）の間に標準報酬月額等級区分で2等級以上の差が生じ、8月までに1等級以内に減少した場合には、以下の（2）の方法で算定することができるようになりました。

- （1）平成28年4月～6月までの3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額
- （2）平成27年7月～平成28年6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額

2. 特例保険者算定の要件

次の①～③の全てに該当した場合は、特例保険者算定の対象となります。

- ①上記1.の（1）と（2）の間に2等級以上の差が生じていること
- ②この差が熊本地震の復興業務等に従事したため一時的に増加したことにより生じていること（いずれも報酬の支払の基礎となった日数が17日未満の月を除きます。）
- ③さらに平成28年8月までに給与支払額が、従前支払額の水準※まで減少していること

※「従前支払額の水準」とは、残業手当等の減少により給与支払額が減少した月の報酬額と、年間平均の報酬額との差が、標準報酬月額等級区分で1等級以内にとどまっていることをいいます。

なお、この特例保険者算定については、業種や職種、事業所の所在地を問わず、熊本地震の復興業務等に従事したことにより報酬が一時的に変動した場合が対象となります。

3. 特例保険者算定の手続き

- ①対象となる被保険者の算定基礎届の備考欄に「特例保険者算定」と記載してください。
- ②すでに定時決定されている被保険者の中に対象者がいる場合には、算定基礎届等の再提出が必要となります。
- ③届出にあたっては、次の資料を必ず添付してください。
 - ・業務の内容と熊本地震の影響により、平成28年4月～6月の間に報酬が増加した理由を記載した事業主の申立書（様式1）
 - ・標準報酬月額の比較および被保険者の同意書（様式2）
 - ・報酬が一時的に変動したことがわかる賃金台帳

4. 提出先

事業所の所在地を管轄する年金事務所

5. 提出方法

窓口持参、郵送

(様式1)

年金事務所長 様

熊本地震の影響により一時的年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は_____業を行っており、熊本地震の影響により、平成28年4月から6月までの間が、以下の理由により繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間)にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

(理由)

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

連絡先

※ 業種等は正確に記入いただき、理由は具体的に記載をお願いします。

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、
厚生年金保険 標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入いただくか記名のうえ押印してください。
- なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意下さい。

事業所整理記号		事業所名称	
---------	--	-------	--

被保険者整理番号	被保険者の氏名	生年月日	種別

【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
平成 年 7 月	日	円	円
平成 年 8 月	日	円	円
平成 年 9 月	日	円	円
平成 年 10 月	日	円	円
平成 年 11 月	日	円	円
平成 年 12 月	日	円	円
平成 年 1 月	日	円	円
平成 年 2 月	日	円	円
平成 年 3 月	日	円	円
平成 年 4 月	日	円	円
平成 年 5 月	日	円	円
平成 年 6 月	日	円	円

【標準報酬月額の比較欄】※全て事業主が記載してください。

従前の標準報酬月額	健康保険	厚生年金保険
	千円	千円

前年7月～本年6月の合計額(※)	前年7月～本年6月の平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
円	円		千円		千円

本年4月～6月の合計額(※)	本年4月～6月の平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
円	円		千円		千円

2等級以上(○又は×)	修正平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
	円		千円		千円

【標準報酬月額の比較欄】の(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- 支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除く。
- 短時間就労者の場合は、「通常の方法で算出した標準報酬月額」(当年4月～6月)の支払基礎日数を17日以上月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」(前年7月～当年6月)も17日以上月の報酬の平均額。
「通常の方法で算出した標準報酬月額」の支払基礎日数が17日以上ないので、15日以上17日未満の月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」は、支払基礎日数が15日以上月の報酬の平均額。
- 低額の休職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時帰休に伴う休業手当等を受けた月を除く。
- 給与の支払いに遅延がある場合は
ア 前年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
イ 前年7月～当年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く。
- この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年7月～本年6月の平均額」を記入。
- 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入。

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てすることに同意します。

被保険者氏名

㊟

【備考欄】